

【1981年3月11日】医療法の一部改正について（都道府県医療計画、医療法人の指導監督規定等の整備など）（諮問書、要綱）

社会保障制度審議会（総会第364回）

昭和56年3月11日

社会保障制度審議会
会長 大河内 一男 殿

厚生大臣 園田 直

諮問書

医療法の一部を別添要綱のとおり改正することについて、社会保障制度審議会設置法（昭和23年法律第266号）第2条第2項の規定に基づき、資金の意見を求めます。

医療法の改正案要綱

第1 改正の趣旨

国民の医療の確保を図るための都道府県医療計画の策定及び医療法人の指導監督規定等の整備について所要の改正を行うものであること。

第2 改正の要点

1 都道府県医療計画に関する事項

（1）都道府県医療計画の作成

ア 都道府県知事は、医療計画を定めるものとする。

イ 医療計画においては、医療の確保の基本方針に関する事項、医療圏に関する事項、必要病床数の設定その他医療圏における医療施設の整備の目標に関する事項、医療施設相互の機能連携に関する事項、医療従事者の確保に関する事項等を定めるものとし、少なくとも5年ごとに再検討を加えなければならないものとする。

ウ 都道府県知事は、医療に関する専門的科学的知見に基づいて医療計画を作成するため、診療及び調剤に関する学識経験者の団体の意見を聴取したうえで、当該計画を都道府県医療審議会に諮問しなければならないものとする。

エ 市町村長は、医療計画について、その意見を都道府県知事に申し出ることができるものとする。

オ 厚生大臣は、医療計画の作成上重要な技術的事項について、医療審議会の意見を聴いて、都道府県知事に必要な助言をすることができるものとする。

(2) 都道府県医療計画の達成の推進

ア 都道府県は、診療用器械等の共同利用の推進、医療情報処理の体制の整備、開放型病院の整備等医療計画の達成を推進するため必要な措置を講ずるように努めるものとする。

イ 市町村は、医療計画の達成の推進に関し、できる限り協力しなければならないものとする。

ウ 国は、医療計画の達成を推進するため必要な措置を講ずるように努めるものとする。

エ 都道府県知事は、医療計画の達成のために必要がある場合には、医療施設を開発しようとする者等に対し、都道府県医療審議会の意見を聴いて、医療計画に定める事項の実施に関して勧告をすることができるものとする。

(3) その他

都道府県医療計画策定後における公的医療機関の病床規制に関する基準は、当該医療計画において定めるところによるものとする。

2 医療法人の指導監督規定等の整備に関する事項

ア 医療法人の役員の下格事由並びに理事及び監事の定数を定めるものとするほか、医療法人の有する病院等の管理者はすべて理事にしなければならないものとする。

イ 医療法人の理事長は、医師又は歯科医師である理事のうちから選出しなければならないものとする。

ただし、都道府県知事の許可を受けた場合は、この限りでないものとする。

ウ 都道府県知事は、必要があると認めるときは、医療法人に対する立入検査を行うことができるものとするとともに、その運営が法令違反等適正を欠くと認めるときは、必要な措置を命じ、これに従わないときは、当該医療法人の役員等の解任等を命ずることができるものとする。

エ 社団たる医療法人の継続性を図るため、社員に対する退社時の払戻額及び解散時の残余財産の帰属額を出資額の範囲内に定めた定款については、その後における当該規定に関する定款変更を認めないものとする。

第3 施行期日

政令で定める日から施行すること。